

2020年1月

会員の皆様へ

株式会社ビューカード

ビューカード会員規約改定のお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび海外取引に関する事務処理費用の改定に伴い、2020年4月1日より、会員規約を下記のとおり改定させていただきます。つきましては、誠にお手数ですがご高覧いただき、内容をご了承のうえ、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

現行	改定後
<p>第1章 一般条項</p> <p>第7条（暗証番号）</p> <p>3 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。登録された暗証番号が他人により使用されたことに<u>もとづいて</u>当社又はその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については、当社に責のある場合を除き、本人会員の負担となります。</p> <p>なお、家族会員が本項に違反したことに<u>もとづいて</u>当社又はその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任についても、本人会員の負担となります。</p> <p>第15条（カードの再発行）</p> <p>2 本人会員は、家族会員に対し、前項に係る家族カード（当該家族会員が利用するために発行されている家族カードに限ります。）の再発行に関する</p>	<p>第1章 一般条項</p> <p>第7条（暗証番号）</p> <p>3 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。登録された暗証番号が他人により使用されたことに<u>基づいて</u>当社又はその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については、当社に責のある場合を除き、本人会員の負担となります。なお、家族会員が本項に違反したことに<u>基づいて</u>当社又はその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任についても、本人会員の負担となります。</p> <p>第15条（カードの再発行）</p> <p>2 本人会員は、家族会員に対し、前項に係る家族カード（当該家族会員が利用するために発行されている家族カードに限ります。）の再発行に関する</p>

申し出をおこなう権限を授与します。

第2章 カードショッピング条項

第25条 (カードショッピングの利用)

10 カードショッピングが外国通貨建ての場合、Visa、マスターカード社又はJCBの各々で決済処理を行った時点での上記3社それぞれの所定レートに、海外取引に関する事務処理費用として Visa、マスターカード社は1.63%、JCBは1.60%を加算したレートで、円貨に換算した金額のお支払いとなります。

13 家族会員が、家族カード等を利用して加盟店でカードショッピングをする場合、当該家族会員は、本人会員の代理人として当該加盟店との間でそれらにかかる契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は、本人会員が負担するものとします。

第3章 カードキャッシング条項

第33条 (カードキャッシングの利用)

2 当社より 日本国外でのカードキャッシングの利用を認められた会員は、当社が定めるカードキャッシングの利用可能枠の範囲内で、日本国外に所在するVisa、マスターカード社又はJCBと提携した金融機関においてカードキャッシングを行うことができます。ただし、本規約第1条に規定するカードのうち非接触ICチップを内蔵したカードでは、日本国外の金融機関の窓口においてカードキャッシングを利用することは出来ませ

申し出を行う権限を授与します。

第2章 カードショッピング条項

第25条 (カードショッピングの利用)

10 カードショッピングが外国通貨建ての場合、Visa、マスターカード社又はJCBの各々で決済処理を行った時点での上記3社それぞれの所定レートに、海外取引に関する事務処理費用として 所定の手数料率を加算したレートで、円貨に換算した金額のお支払いとなります。

13 家族会員が、家族カード等を利用して加盟店でカードショッピングをする場合、当該家族会員は、本人会員の代理人として当該加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は、本人会員が負担するものとします。

第3章 カードキャッシング条項

第33条 (カードキャッシングの利用)

2 当社より 海外でのカードキャッシングの利用を認められた会員は、当社が定めるカードキャッシングの利用可能枠の範囲内で、海外に所在するVisa、マスターカード社又はJCBと提携した金融機関においてカードキャッシングを行うことができます。ただし、本規約第1条に規定するカードのうち非接触ICチップを内蔵したカードでは、海外の金融機関の窓口においてカードキャッシングを利用することは出来ません。

ん。

第34条（カードキャッシングの支払い）

- 2 **国外**におけるカードキャッシングの利用に関しては、Visa、マスターカード社又は JCB が指定する現地通貨単位を用いて貸付けを実行するものとし、お支払いは当社所定の為替レートを基準として日本円に換算した金額で、1回払いにて行うものとします。

Apple Pay モバイルペイメント特約

第1章 総則

第1条（目的等）

- 1 本特約は、株式会社ビューカード（以下「当社」といいます。）から所定の会員規約（以下「会員規約」という。）に基づきカード（ただし、当社が認めるカードに限られます。）の貸与を受けた会員が、Apple 社が別途指定する機種 of モバイル端末（以下「指定モバイル端末」という。）を使用する方法により、Apple Pay を利用する場合において、そのサービス（以下「本サービス」という。）の内容・利用方法・その他の事項（以下、本サービスに**かかる**会員と当社との間の契約関係を「本契約」という。）について定めるものです。会員は、本特約に同意の上、本サービスの提供を受けるものとします。

第2条（用語の定義）

第34条（カードキャッシングの支払い）

- 2 **海外**におけるカードキャッシングの利用に関しては、Visa、マスターカード社又は JCB が指定する現地通貨単位を用いて貸付けを実行するものとし、お支払いは当社所定の為替レートを基準として日本円に換算した金額で、1回払いにて行うものとします。

Apple Pay モバイルペイメント特約

第1章 総則

第1条（目的等）

- 1 本特約は、株式会社ビューカード（以下「当社」といいます。）から所定の会員規約（以下「会員規約」という。）に基づきカード（ただし、当社が認めるカードに限られます。）の貸与を受けた会員が、Apple 社が別途指定する機種 of モバイル端末（以下「指定モバイル端末」という。）を使用する方法により、Apple Pay を利用する場合において、そのサービス（以下「本サービス」という。）の内容・利用方法・その他の事項（以下、本サービスに**係る**会員と当社との間の契約関係を「本契約」という。）について定めるものです。会員は、本特約に同意の上、本サービスの提供を受けるものとします。

第2条（用語の定義）

(2)「Apple 社」とは、利用者に対して、Apple Pay を含む、指定モバイル端末にかかるサービスを提供する「Apple Japan 合同会社」をいいます。

(略)

(5)「指定カード」とは、利用者が本件モバイル端末を用いて本サービスを利用した場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約を申し込む会員が指定したカードをいいます。

(略)

第3条（契約手続き等）

1 当社の指定する種別のカードの会員が本特約に同意の上、本サービスの提供を受けるために用いようとする指定モバイル端末を介して、ApplePay 所定の方法により本契約の申し込みおよび指定モバイル端末へのカードの登録申し込みを行い、当社が審査の上承認した場合に、本契約は成立します。本契約の成立は、指定モバイル端末を通じて、利用者たる会員に通知されます。又、当該通知と共に指定モバイル端末に Apple Pay 所定の方法による当該申し込みにかかるカードの登録がなされることにより、当該指定モバイル端末が本件モバイル端末となります。なお、当社が必要と認める場合、その他の方法により利用者たる会員に通知を行う場合があります。

3 家族会員が家族カードを指定カードとして、本人会員の代理人として本契約を申し込む場合、家族会員はあらかじめ本人会員の同意を取得の上、本契約を申し込むものとします。

第6条（本件モバイル端末・パスコード等の管理）

(2)「Apple 社」とは、利用者に対して、Apple Pay を含む、指定モバイル端末に係るサービスを提供する「Apple Japan 合同会社」をいいます。

(略)

(5)「指定カード」とは、利用者が本件モバイル端末を用いて本サービスを利用した場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約を申込む会員が指定したカードをいいます。

(略)

第3条（契約手続き等）

1 当社の指定する種別のカードの会員が本特約に同意の上、本サービスの提供を受けるために用いようとする指定モバイル端末を介して、ApplePay 所定の方法により本契約の申込みおよび指定モバイル端末へのカードの登録申込みを行い、当社が審査の上承認した場合に、本契約は成立します。本契約の成立は、指定モバイル端末を通じて、利用者たる会員に通知されます。又、当該通知と共に指定モバイル端末に Apple Pay 所定の方法による当該申込みに係るカードの登録がなされることにより、当該指定モバイル端末が本件モバイル端末となります。なお、当社が必要と認める場合、その他の方法により利用者たる会員に通知を行う場合があります。

3 家族会員が家族カードを指定カードとして、本人会員の代理人として本契約を申込む場合、家族会員はあらかじめ本人会員の同意を取得の上、本契約を申込むものとします。

第6条（本件モバイル端末・パスコード等の管理）

5 利用者が本サービスを利用する場合、オンラインショッピング本人認証サービス (Visa が提供する「[VISA 認証サービス](#)」、マスターカード社が提供する「SecureCode™」、JCB が提供する「J/Secure™」の総称) により要求される暗証番号・パスワードによる本人認証は、原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。

第2章 個人情報の取扱い

第7条 (個人情報の収集、保有、利用)

1 利用者および本契約を[申し込まれた](#)方 (以下「利用者等」という。) は、当社が、(1) 本契約の締結有無の判断、(2) 本契約締結後の管理、(3) 利用者に対する本契約に基づくサービスの提供、(4) 本サービスの不正利用の防止のために、Apple 社から以下の①から④の個人情報の提供を受け、利用することに同意します。

- ① 利用者等の氏名、住所、電話番号、使用言語等、利用者等が Apple 社に登録した事項

(略)

- ③ 利用者等が本契約の[申し込み](#)を行われるにあたって指定モバイル端末に入力された内容および入力方法等

(略)

第4章 その他

第15条 (免責)

1 当社は、以下の事由により、利用者が本サービスを利用できない場合であっても、一切の賠償責任を負いません。

- (1) 本件モバイル端末 (これと一体となり、または記録されている IC

5 利用者が本サービスを利用する場合、オンラインショッピング本人認証サービス (Visa が提供する「[Visa Secure](#)」、マスターカード社が提供する「SecureCode™」、JCB が提供する「J/Secure™」の総称) により要求される暗証番号・パスワードによる本人認証は、原則として行われません。ただし、加盟店により、これと異なる取扱いがなされる場合があります。

第2章 個人情報の取扱い

第7条 (個人情報の収集、保有、利用)

1 利用者および本契約を[申込まれた](#)方 (以下「利用者等」という。) は、当社が、(1) 本契約の締結有無の判断、(2) 本契約締結後の管理、(3) 利用者に対する本契約に基づくサービスの提供、(4) 本サービスの不正利用の防止のために、Apple 社から以下の①から④の個人情報の提供を受け、利用することに同意します。

- ① 利用者等の氏名、住所、電話番号、使用言語等、利用者等が Apple 社に登録した事項

(略)

- ③ 利用者等が本契約の[申込み](#)を行われるにあたって指定モバイル端末に入力された内容および入力方法等

(略)

第4章 その他

第15条 (免責)

1 当社は、以下の事由により、利用者が本サービスを利用できない場合であっても、一切の賠償責任を負いません。

- (1) 本件モバイル端末 (これと一体となり、または記録されている IC

チップ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において同じ。) もしくは本件アプリケーションの瑕疵もしくは故障、または通信事業者の提供するサービスの瑕疵が起因する場合

(略)

- (3) Apple 社が利用者に対して Apple Pay に~~かかる~~サービス提供を停止もしくは終了している場合、またはその他 Apple 社の事情に起因する場合

(略)

第 17 条 (解除等)

2 次の (1) から (8) のいずれかに該当するときは、当社からの催告および通知を要せず当然に本契約は終了します。

- (1) 利用者が指定カードを退会したとき、または指定カードの会員資格を喪失したとき
- (2) Apple 社と利用者との間の Apple Pay に~~かかる~~契約が終了したとき

(略)

個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項

第 1 条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)

1 ビューカード会員規約 (以下「会員規約」といいます。) を承認の上、株式会社ビューカード (以下「当社」といいます。) に、本人会員又は家族会員としてクレジットカード (以下「カード」といいます。) の入会申込みをされた方 (以下まとめて「会員等」といいます。) は、下表に示す利用目的のため、会員等の以下の i) ~ vii) の情報を当社が必要な保護措置を講じた上で収集、利用することに同意します。

チップ、各種アプリケーション、データ等を含む。以下、本条において同じ。) もしくは本件アプリケーションの瑕疵もしくは故障、または通信事業者の提供するサービスの瑕疵が起因する場合

(略)

- (3) Apple 社が利用者に対して Apple Pay に~~係る~~サービス提供を停止もしくは終了している場合、またはその他 Apple 社の事情に起因する場合

(略)

第 17 条 (解除等)

2 次の (1) から (8) のいずれかに該当するときは、当社からの催告および通知を要せず当然に本契約は終了します。

- (1) 利用者が指定カードを退会したとき、または指定カードの会員資格を喪失したとき
- (2) Apple 社と利用者との間の Apple Pay に~~係る~~契約が終了したとき

(略)

個人情報の収集・保有・利用に関する同意条項

第 1 条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)

1 ビューカード会員規約 (以下「会員規約」といいます。) を承認の上、株式会社ビューカード (以下「当社」といいます。) に、本人会員又は家族会員としてクレジットカード (以下「カード」といいます。) の入会申込みをされた方 (以下まとめて「会員等」といいます。) は、下表に示す利用目的のため、会員等の以下の i) ~ vii) の情報を当社が必要な保護措置を講じた上で収集、利用することに同意します。

(略)

i) 氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、勤務先、勤務先電話番号、職業、カード利用目的、E-Mail アドレス等、会員等が入会申込時に届けた事項及び会員規約第 16 条に基づき入会後に届けた事項、その他当社が提供するサービスの利用に際して会員等が届け出た事項

(略)

第 2 条 (個人信用情報機関の利用及び登録)

1 本人会員及び本人会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本人会員等」といいます。)は、本人会員等の与信判断、与信後の管理のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」といいます。)及び当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といいます。)に照会し、本人会員及び当該会員の配偶者の個人情報登録されている場合には、割賦販売法第 39 条等により、本人会員等の支払能力の調査の目的に限り、それらを利用することに同意します。

第 6 条 (入会申込の事実の利用)

本契約が不成立の場合であっても入会申込をした事実は、第 1 条第 1 項及び第 2 条第 2 項に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

(略)

i) 氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、勤務先、勤務先電話番号、職業、カード利用目的、E-Mail アドレス等、会員等が入会申込み時に届けた事項及び会員規約第 16 条に基づき入会後に届けた事項、その他当社が提供するサービスの利用に際して会員等が届け出た事項

(略)

第 2 条 (個人信用情報機関の利用及び登録)

1 本人会員及び本人会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本人会員等」といいます。)は、本人会員等の与信判断、与信後の管理のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」といいます。)及び当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といいます。)に照会し、本人会員及び当該会員の配偶者の個人情報登録されている場合には、割賦販売法第 39 条等により、本人会員等の支払能力の調査の目的に限り、それらを利用することに同意します。

第 6 条 (入会申込みの事実の利用)

本契約が不成立の場合であっても入会申込みをした事実は、第 1 条第 1 項及び第 2 条第 2 項に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

ビューETCカード特約

第2条（用語の定義）

本特約における次の用語は、以下の通り定義するものとし、その他特段の定義を置いていない用語については、文脈上明らかに異なるものと判断される場合を除き、会員規約に定める定義に従うものとしします。

- 1 「ETC 本人会員」とは、当社所定の会員規約に定める本人会員のうち、本特約および道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ、本規程に定める ETC カード（第3項に定めるものをいいます。）の利用を当社所定の方法により 申し込み、当社がこれを認めた方をいい、本特約第3条第2項に基づいて ETC カードの貸与を受けた家族会員と ETC 本人会員を個別に又は総称して「ETC 会員」といいます。
- 2 「ETC システム」とは、ETC 会員が、ETC カード及び車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。

（略）

第3条（ETC カードの発行と管理）

- 1 当社は、当社所定の会員規約に定める会員が、本特約および道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ ETC カードの利用を当社所定の方法により 申し込み、当社が承認した場合には、本人会員が指定し、当社が認めたクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）に追加して、ETC カードを発行し、これを本人会員に貸与します。

ビューETCカード特約

第2条（用語の定義）

本特約における次の用語は、以下の通り定義するものとし、その他特段の定義を置いていない用語については、文脈上明らかに異なるものと判断される場合を除き、会員規約に定める定義に従うものとしします。

- 1 「ETC 本人会員」とは、当社所定の会員規約に定める本人会員のうち、本特約および道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ、本規程に定める ETC カード（第3項に定めるものをいいます。）の利用を当社所定の方法により 申込み、当社がこれを認めた方をいい、本特約第3条第2項に基づいて ETC カードの貸与を受けた家族会員と ETC 本人会員を個別に又は総称して「ETC 会員」といいます。
- 2 「ETC システム」とは、ETC 会員が、ETC カード及び車載器、並びに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。

（略）

第3条（ETC カードの発行と管理）

- 1 当社は、当社所定の会員規約に定める会員が、本特約および道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ ETC カードの利用を当社所定の方法により 申込み、当社が承認した場合には、本人会員が指定し、当社が認めたクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）に追加して、ETC カードを発行し、これを本人会員に貸与します。

2 家族会員は、本人会員の同意の下、本特約および道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ、本人会員に代わって、当該家族会員において利用することが可能な ETC カードの利用を当社所定の方法により 申し込むものとし、当社が承認した場合には、当社は、家族カードに準じて、当該 ETC カードを発行し、貸与するものとします。

第 10 条（個人情報の取り扱い）

ETC 会員は、ETC カード発行の 申し込み時に登録した個人情報 ならびに ETC システムの利用による通行記録に基づき道路事業者が作成し、当社に送付する請求データを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。

2 家族会員は、本人会員の同意の下、本特約および道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を承認のうえ、本人会員に代わって、当該家族会員において利用することが可能な ETC カードの利用を当社所定の方法により 申込みものとし、当社が承認した場合には、当社は、家族カードに準じて、当該 ETC カードを発行し、貸与するものとします。

第 10 条（個人情報の取り扱い）

ETC 会員は、ETC カード発行の 申込み時に登録した個人情報 並びに ETC システムの利用による通行記録に基づき道路事業者が作成し、当社に送付する請求データを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。

以上